

**2013 年度  
品川区予算への市民からの提案**

*市民が育てる東京・未来*

2012年11月

**品川・生活者ネットワーク**

2012年11月9日

品川区長 濱野 健 様

品川・生活者ネットワーク

代 表 三輪谷香奈子

区議会議員 井上 八重子

品川区二葉 1-10-11

T E L 5751-7105 F A X 5751-7106

## 2013年度 品川区予算編成にあたって市民からの提案

日頃は、品川区民の暮らしを支える様々な活動にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

品川・生活者ネットワークは、暮らしの中から発した提案をもとに、さまざまな政策をつくり、市民が政治に参画するしくみを提案・実践してきました。

年齢や性別に関係なく多くの区民が、「品川区民で良かった」と思えるような品川のまちを望んでいます。子育てをするにも又、年齢を重ねても安心して住み続けられるように願っています。その実現のためには、区民の声を反映した行政における実践が必要です。

未来を担う子どもを主体に据えた提案、障がい者や高齢者も暮らしやすいまちの整備など、行政には区民の目線で区民と共に歩む姿勢が求められています。

ひきつづき、私たちは「防災」について真摯に向き合い、早急に対策を講じるべきと考えています。防災を市民の観点、特に女性・子ども・高齢者の立場から検証するために、防災ゼミを開催し、提案の中に盛り込んでいます。福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染が私たちの生命や健康、食、環境へ影響を及ぼし、様々な対処が必要となっています。一朝一夕では解決できない諸問題に対し、長期的に対処することを改めて認識することが求められています。

「2013年度品川区の予算への提案」は、地域住民をはじめ、子育て、教育、高齢者、障がい者、環境、まちづくり、防災などに関わる団体・個人の方々にたくさんの提案をいただき、まとめ上げたものです。

予算編成にあたっては、私たちの市民提案をぜひご検討のうえ、縦割りではない課題別の議論が行われますことを要望いたします。

## 2013 年度予算へ向けての重点要望 34 件(ページ、No.)

### I. 教育について

1. 子どもの権利条約を生徒手帳に記載し学習の場を設ける。(P4 5)
2. 人権意識を育てるために、CAP(子どもへの暴力防止プログラム)を中学生にも拡大する。(P4 11)
3. 全中学校で男女混合名簿を採用する。(P4 14)
4. 品川区のすべての子どもに学齢簿に基づき、小学校の就学通知を発送する。(P4 18)
5. 通学路の安全性を常時見直し、必要に応じて対策を強化する。(P4 23)
6. 給食調理現場で合成洗剤を使用しない。(P5 36)
7. 学校給食の牛乳をパックからびんにする。(P5 37)
8. まもるっち(携帯電話)による電磁波の影響を利用者に知らせる。(P5 40)
9. 子どもの手洗いには、PRTR法に基づいて、環境リスクのない石けんを使用する。(P5 41)
10. 発達障がいの特性を理解する、小児の精神科領域の研修を教員研修に取り入れる。(P5 42)

### II. 安心して暮らせる地域福祉

11. 重度訪問介護の“上限一日八時間制度”を見直し、個別に在宅生活に必要な時間数を支給する。  
(P6 53)
12. 介護人派遣及び緊急一時保護制度を創設する。(P6 54)
13. 移動支援の内容については全体のあり方を見直し、ニーズに即したサービスの充実を図る。  
(etc. 通勤・通学・施設からの外出) (P6 62)
14. 個室型特別養護老人ホームと老人健康施設を拡充する。(P6 70)
15. 介護相談・申請窓口を定期的に区報で周知する。(P6 73)
16. 男女共同参画センターは、女性の人権の尊重、意識改革推進の中核組織となるよう機能させる。  
(P7 85)
17. 女性管理職の割合を40%に上げる。(P7 86)
18. 防災計画に男女平等の視点を位置付ける。(P7 97)

### III. 住民主体のまちづくり

19. 自転車利用者及び歩行者の安全対策のため車歩道に自転車走行のルール表示を敷設する。(P8 107)
20. 音響信号の設置を拡大する。(P8 110)
21. 自主的なまちづくり支援事業を市民が参加しやすいように見直し、周知する。(P8 113)
22. 防災対策の検討には女性を委員として加え、女性の視点を盛り込む。(P8 118)
23. 学校避難所運営会議はメンバーの4割を女性とし、すべての学校で行なう。(P8 119)
24. 災害時に活用できる井戸は災害協定を結び登録する。(P8 128)

#### IV. 環境・水とみどりのまちづくり

- 25. 緑化推進の拠点として市民と協働するための（仮称）緑化センターを設置する。（P9 139）
- 26. 冊子「ごみ・資源の分け方出し方」を活用し、ごみ出しのルールを転入者にきめ細かく周知するしくみをつくる。（P9 149）
- 27. 区独自で放射能汚染濃度測定を行い、情報を公開し常時監視する。（P9 159）

#### V. 子ども支援について

- 28. 障がい児の放課後サポートを充実させ、「にじのひろば」の利用料軽減をはかる。（P10 170）
- 29. 子どもの虐待、いじめ、不登校など子どもの権利被害救済のためのオンブズマン制度を導入する。制度内容の検討にあたっては市民参画を保障する。（P10 175）
- 30. 障がい児が安心して利用できるように障がい児をケアできる指導員を必要数加配する。（P10 178）

#### VII. 就労支援

- 31. 障がい者就労支援のためのジョブコーチ制度を充実・拡大する。（P11 191）

#### VIII. 市民参加をすすめる

- 32. 乳幼児連れでも安心して傍聴できるように、議場に防音室を設ける。（P11 203）
- 33. 審議会等の傍聴者に資料を配布する。（P11 205）
- 34. 区のホームページでの情報はわかりやすく概要まで掲載するよう改善する。（P11 209）

## 2013 年度予算へ向けての要望 細目（太字は重点要望）

### I. 教育について

#### < I-1 子どもの権利条約の定着をすすめる >

1. 子ども未来事業部において、子どもにかかわる施策を包括的網羅的に推進する。
2. 品川区に子どもの権利基本条例を制定する。
3. 品川区子どもの権利宣言を子ども参加で起草する。
4. 子どもの権利条約実施・普及・啓発にむけて具体的行動プランをつくる。
- 5. 子どもの権利条約を生徒手帳に記載し学習の場を設ける。**
6. 保護者・養育者に対しても子どもの人権に関する学習会の実施を検討する。
7. 子どもにかかわる立場の人材（教職員・学校関係者・行政職員・主任児童委員・民生児童委員や施設関係者）に子ども権利条約を元にした研修を早急に実施する。
8. 子どもの人権について調査を実施し、市民への啓発や子ども施策に生かす。
9. 子どもの権利条約の実施・普及・啓発を第一義に、子どもの権利にかかわる子どもや大人の権利意識調査や実態調査を行い「品川子ども白書」を策定する。
10. 子ども白書をもとに「子どもの権利フォーラム」を子ども参加で企画・開催する。
- 11. 人権意識を育てるために、CAP（子どもへの暴力防止プログラム）を中学生にも拡大する。**
12. 教員の研修にDV（ドメスティックバイオレンス）・スクールセクシャルハラスメントを入れる。
13. 学校教職員への男女平等教育の研修の充実をはかる。
- 14. 全中学校で男女混合名簿を採用する。**
15. 学校教育において、すべての教材をジェンダー・バイアス・フリーの視点で見直す。

#### < I-2 インクルージョン教育を促進する >

16. 障がい児がともに学ぶ環境を整備し、促進する。
17. 就学時検診は任意であると表記し、周知する。
- 18. 品川区のすべての子どもに学齢簿に基づき、小学校の就学通知を発送する。**
19. インクルージョン教育を推進し障がい児が地域で暮らしていけるよう障がい理解教育を推進する。
20. 保育園など子ども施設の大規模改修時には子どもの健康被害調査を義務付ける。
21. 学校施設のユニバーサルデザイン化を促進し、既設校舎は身体障がい児者が使用できるよう改善を講じる。
22. 在住外国籍及び帰国児童・生徒のために、NPOを活用して語学指導を充実する。

#### < I-3 プラン 21 について >

- 23. 通学路の安全性を常時見直し、必要に応じて対策を強化する。**
24. プラン 21 が、学校の自主性、独自性を尊重したものになっているか検証する。また子どもに及ぼす影響を検証する。

25. 学力定着度調査は廃止する。
26. 地域の人材登録ボランティアの教育参加を充実させ、学校をより地域に開かれたものにする。
27. 外部評価委員会を学校運営協議会と位置づけ、教職員、保護者、地域住民、当事者である子どもも参加して、意見交換できる組織とする。
28. クラス運営や問題への対処・親たちの苦情を、教員が一人で抱えこまないですむ教職員の協力態勢を再構築する。

#### < I-4 安心安全な給食を推進する >

29. 全校に栄養士を配置する。
30. 食材の安全規格書をつくり、安全の基準を定める。
31. 学校・事業者・保護者・生徒の四者で給食運営協議会を立ち上げる。
32. アレルギーの子どもには除去食ではなく、できるかぎり代替食で対応する。
33. 遺伝子組み換え食品を学校および公給食に使用しない。
34. 国内自給の拡大、安全性の観点から、低農薬農産物の使用を原則とする。
35. 給食食材の放射能検査は継続して行う。
- 36. 給食調理現場で合成洗剤を使用しない。**
- 37. 学校給食の牛乳をパックからびんにする。**
38. 食物の生産から消費するまでの食品の流通のしくみと、正しい食品を選択できる力をつける食育を学校教育に取り入れ、家庭と協力しながらすすめる。
39. 豊かな学校給食を保障するために、給食時間を小学校で50分、中学校で45分確保するよう各校に指導を行う。

#### < I-5 その他 >

- 40. まもるっち（携帯電話）による電磁波の影響を利用者に知らせる。**
- 41. 子どもの手洗いには、PRTR法に基づいて、環境リスクのない石けんを使用する。**
- 42. 発達障がいの特性を理解する、小児の精神科領域の研修を教員研修に取り入れる。**
43. 子どもに配慮しカウンセラー室は相談しやすい環境を整備する。
44. 小中学校の図書室を見直し、子どもたちの自主的な学習の場、集える共通スペースとして常時開けておく。
45. 小中学校の学級定員数は原則30人とし、一人ひとりに合った学習の場を設ける。
46. A I D S や性病、薬物に対する教育を積極的にすすめる。
47. 校内での節電・節水などの省エネ費用を学校に還元する50-50制度を導入する。
48. 教育委員会の傍聴が多いときには、定員拡大をはかり対応すること。
49. 教育委員は公選制に改める。
50. 日の丸掲揚、国家斉唱はこれを強制しない。

## II. 安心して暮らせる地域福祉

### < II-1 障がい者福祉の充実 >

51. 障害福祉サービスが、医療的ケアが必要な場合に制限されることのないようにする。
52. 医療的ケアの必要な障がい児者へ、重度身体障がい者（児）居宅支援事業で看護師を派遣する。
- 53. 重度訪問介護の“上限一日八時間制度”を見直し、個別に在宅生活に必要な時間数を支給する。**
- 54. 介護人派遣及び緊急一時保護制度を創設する。**
55. 日常生活用具の支給は、当事者意見の聴取を原則に決定する。
56. 障がい者の親亡き後の自立支援にグループホームの定員拡大を早急に進める。
57. 精神障がい者が退院後に自立に向けた社会修練を可能にする施設を拡充する。
58. 重症精神障がい者の地域生活支援のために、精神科医を含む専門家チームによる支援体制（ATC 包括型地域生活支援）を強化する。
59. 障がい児・者が地域で自立するために通所施設やグループホーム・ケアホームを拡充する。
60. 障害児・者基本計画の推進にあたっては、区民の参画で評価委員会を設置する。
61. 障がい児・者が地域の活動に積極的に参加できるようにハード（バリアフリー化）・ソフト（同行支援など）両面の整備をすすめる。
- 62. 移動支援の内容については全体のあり方を見直し、ニーズに即したサービスの充実を図る。**  
**（etc. 通勤・通学・施設からの外出）**
63. 施設入所者の尊厳と権利を守るオンブズマン制度を創設する。
64. 障がい者が自立できるように、住宅・就労支援を充実する。

## <Ⅱ-2 高齢者福祉の充実>

65. 移動困難者が気軽に外出できるように、民間移送サービスの育成支援を行う。
66. 車いす同乗車両の貸し出し事業を創設する。
67. 住宅困窮の高齢者や障がい者が安心して暮らせる家賃助成制度を創設する。
68. 緊急時に対応できるトワイライトステイを充実する。
69. デイサービス・ショートステイの場を増やし、充実する。
- 70. 個室型特別養護老人ホームと老人健康施設を拡充する。**
71. 地域包括支援センター・在宅介護支援センターは介護プランを立てる部門を独立し、介護支援事業は切り離す。
72. 在宅での生活を維持するためのリハビリ態勢を整え、充実する。
- 73. 介護相談・申請窓口を定期的に区報で周知する。**
74. 介護に係わる人の身分保障と社会保障の待遇改善を国に働きかける。
75. 家族の介護にかかわっている人がサポートシステムを利用できるよう周知を工夫する。
76. 特定高齢者の介護予防が継続して行えるようフォロー体制を充実する。
77. 障がい者・高齢者がともに通所できるような「共生ホーム」（富山式）を導入する。
78. 在宅介護の充実のため、訪問医療・かかりつけ医の体制を充実する。
79. ほっとサロン事業の登録者補助制度を充実させ、活用を促す。

## <Ⅱ-3 介護保険の充実>

80. 介護保険支援事業者に、公表制度を継続的に受けられるように助成を行う。

81. ケアマネジャー、ホームヘルパーの質の確保を保障するために研修の強化に努める。
82. サービス担当者会議は、医療と介護が参加できる態勢を整える。
83. 人としての尊厳と権利を守る、福祉オンブズマン制度をつくる。
84. 福祉機器のレンタルやリサイクルシステムについても相談機能、情報提供の充実をはかる。

#### <Ⅱ-4 男女平等参画の推進>

**85. 男女共同参画センターは、女性の人権の尊重、意識改革推進の中核組織となるよう機能させる。**

**86. 女性管理職の割合を40%に上げる。**

87. 政策決定の場や区の審議会等に占める女性の比率を上げる。
88. 区が発信・発行するメディアや刊行物・書類では、男女平等の表現、セクシャルマイノリティの人に対する配慮を徹底する。
89. 性別や年齢による雇用差別やセクハラの相談機能を充実し、解決に向けて支援する。
90. ひとり親家庭の父親への必要な情報提供と支援を充実する。
91. ドメスティックバイオレンス（DV）やデートDVについて市民に啓発を行う。
92. DV相談と支援体制を充実し、各機関(医療・福祉・警察・市民団体)のコーディネート機能を早急に確立する。
93. 女性への暴力、性的虐待、シェルター運営などに取り組む市民団体とその活動を把握、支援し連携する。
94. DV加害者に対するカウンセリング体制の整備を国に働きかける。
95. セクハラ、DVについて職員研修を行い、相談者への二次被害の防止を徹底する。
96. DV防止条例を市民の参画で制定する。

**97. 防災計画に男女平等の視点を位置付ける。**

#### <Ⅱ-5 国際・平和>

98. 小中学生や若い世代への平和教育を進める。
99. アジアの文化や歴史について、理解を深めるための講座やシンポジウムを開く。
100. 在住外国人の利便性を図るため、さまざまな外国語ができる人材バンクをつくる。

### Ⅲ. 住民主体のまちづくり

#### <Ⅲ-1 市民自治>

101. 品川区「自治基本条例」を市民の参加で制定する。
102. 区内の市民活動団体やボランティア活動団体・個人、NPOを横断的に組織化し、品川区NPOセンター（仮称）を設立する。
103. 市民事業や市民活動団体（ボランティア）が容易に法人格を取得できるよう、登録のための相談体制を整える。

#### <Ⅲ-2 やさしいまちづくり>

104. 車椅子や歩行者が移動しやすいよう歩道幅を確保し、段差の解消をすすめる。



105. 当事者（障がい者、高齢者、子ども連れ、妊婦）の参加で諸施設の点検を行ない、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進する。
106. 自転車専用道路の設置を推進する。
- 107. 自転車利用者及び歩行者の安全対策のため車歩道に自転車走行のルール表示を敷設する。**
108. 障がい者、高齢者など当事者の参加でまちのバリアマップをつくる。
109. 歩車分離信号の設置を都や国に働きかけ、拡大する。
- 110. 音響信号の設置を拡大する。**
111. 視覚障がい者が安全に歩行できるように、横断歩道上にエスコートゾーンの敷設を推進する。
112. 品川区都市計画マスタープラン策定素案の説明会を地域住民に行う。
- 113. 自主的なまちづくり支援事業を市民が参加しやすいように見直し、周知する。**
114. 用途地域の決定権を東京都から区へ移行するよう働きかける。

### <Ⅲ-3 防災>

115. 避難所となる公共施設の設計には、高齢者・障がい者の意見を取り入れる機会を設ける。
116. 防災対策は、町内会や自治体行政のみならず、各市民組織との連携をはかる。
117. 専門ボランティア登録の推進と災害時ボランティアの協力内容を明確にし、明文化をはかる。
- 118. 防災対策の検討には女性を委員として加え、女性の視点を盛り込む。**
- 119. 学校避難所運営会議はメンバーの4割を女性とし、すべての学校で行なう。**
120. 子ども・女性・障がい者・外国人などの視点を盛り込み、避難所運営マニュアルを早急に作成する。
121. 地域防災訓練は学校校舎を活用し、児童生徒が参加して全校で行う。
122. 災害弱者の視点で、避難道路・通学路・生活道路等の点検を行い、街路灯その他の付帯施設の安全確認と補修整備を進める。
123. 一時避難所となる学校・公共施設周辺には燃えにくい樹木を植える。
124. 雨水流出抑制施設の整備を促進し、総合治水対策を区民にも周知し、予防策を講じる。
125. 下水道管を分流式対応に変更するよう都に要望する。
126. 防災計画に原発対策を盛り込む。
127. 公共施設と一定規模以上の事業者への雨水浸透施設設備を義務づける。
- 128. 災害時に活用できる井戸は災害協定を結び登録する。**

## IV. 環境・水とみどりのまちづくり

### <IV-1 みどり>

129. 地域特性を考慮し、モデル地区選定・保護再生を積極的に行い、開発や小住宅建設などで失われる大きな樹木の保存に努める。
130. 区有施設に「緑のカーテン」を取り入れる。
131. 学校の屋上緑化は市民の参加で維持できるしくみをつくり、維持管理に必要な予算を付ける。
132. 樹木のオーナー制度（都）を活用し、緑化推進に区民の参加を募る。
133. 生垣助成を区民が利用しやすい基準に改め、緑の保全再生をはかる。
134. 沿道や公園の植栽は、市民参加で地域にあった樹種（在来種）を選ぶ。

135. 区民農園を拡大し災害時には防災広場として活用する。
136. 緑の相談員を養成し、緑の維持・管理のための区民からの相談を受ける。
137. 公園改修は事前に情報の公開を行い、幅広い市民の参画で特色ある公園づくりをすすめる。
138. 緑化推進行動計画をつくり、達成数値目標を区民に示し、プラン、ドゥ、チェック、アクションが市民と協働できるしくみをつくる。

**139. 緑化推進の拠点として市民と協働するための（仮称）緑化センターを設置する。**

140. 自然エネルギーの利用を促進するために、市民共同発電所の創設を図る。
141. 省エネルギーをすすめるとともに、太陽光・風力発電など自然エネルギー利用を促進するために、自然エネルギー推進条例を制定する。
142. 品川区地域エネルギービジョンを策定する。
143. 学校などの公共施設に太陽光発電を導入し、発電表示パネルを設置して環境教育に生かす。

**<IV-2 リサイクル>**

144. 廃棄物会計を作成し、資源回収にかかる税金を市民に明らかにする。
145. びんのリユースが、廃棄物削減に有効である事を啓発啓蒙する。
146. 製品プラスチック焼却は行わないようにプラスチック類のゴミの細分化をはかり、リサイクルを拡大し、拡大生産者責任を明らかにするよう努める。
147. デポジット制度導入を事業者参加で積極的に検討する。
148. ごみ減量のため、家庭からの生ごみ堆肥化に有効な取組みを研究する。
- 149. 冊子「ごみ・資源の分け方出し方」を活用し、ごみ出しのルールを転入者にきめ細かく周知するしくみをつくる。**
150. リサイクル活動に参加する団体と廃棄物減量推進委員会を中心に、資源リサイクル社会を推進する。
151. 資源回収やごみの出し方・分別方法について地域、職場、学校などへの啓発を強化する。
152. びん・缶・ペットボトルは、事業者の自主回収ルートの確立を図るよう法改正を国に働きかける。

**<IV-3 環境汚染対策>**

153. 区は独自で、清掃工場などの周辺環境の汚染実態をさまざまな条件下で調査し、結果を公表する。
154. 幹線道路沿線や新たな道路建設地域の環境汚染に注意し、区として定期的に調査する。
155. 中央環状品川線完成前の環境調査（児童・生徒の健康調査）を区として行う。
156. 環境ホルモン等有害化学物質対策を強化する。
157. 区内産業廃棄物処理施設に新たな物が持ち込まれる場合は事前住民説明会を義務付ける。
158. アスベスト対策・窓口対応は住民の立場に立って迅速に取り組む。
- 159. 区独自で放射能汚染濃度測定を行い、情報を公開し常時監視する。**
160. 環境基本条例を市民の参画で策定する。
161. 学校が独自で省エネに取り組んだときに出る余剰金をその学校に還元させる（50 - 50 制度）。

## V. 子ども支援について

### <V-1 子育て・子育て>

- 162. 地域の子育てグループをつなぐネットワーク化を支援する。
- 163. 地域バランスを考え、大井地域にも子育ての拠点となる「子ども家庭あんしんセンター」を設置する。
- 164. 保育の受け皿拡大に当たって、保育の質の低下が起こらぬよう適正な人材を配置する。
- 165. 地域の産科・小児科医療機能を整備し、充実を国にも働きかける。
- 166. 保育園、児童センターで実施する子育て相談は、相談者が相談しやすいよう配慮する。また、必要な人材は配置する。
- 167. 元気な高齢者が子育てをサポートする多世代交流型の子育て支援をすすめる。
- 168. 児童センターに、子ども自身の相談に対応できる環境を充実させる。
- 169. 障がい児の移動支援を充実し、18歳未満の子どももガイドヘルパー派遣の対象とする。
- 170. 障がい児の放課後サポートを充実させ、「にじのひろば」の利用料軽減をはかる。**
- 171. 次世代育成支援対策推進法に基づき、子ども総合計画を策定する。
- 172. ワーク・ライフバランスの視点からも、区内事業者の作る次世代育成支援行動計画情報を収集、実態を把握し、啓蒙活動を行う。
- 173. 子どもへの虐待防止に取り組む自助グループやNPOと連携し、原因となる問題の解決をはかる。
- 174. 子どもの抱える問題(SOS)に応えるチャイルドライン等市民団体を支援する。
- 175. 子どもの虐待、いじめ、不登校など子どもの権利被害救済のためのオンブズマン制度を導入する。制度内容の検討にあたっては市民参画を保障する。**

### <V-2 すまいるスクール>

- 176. 子どもの安心の居場所をつくるために、指導員、保護者、地域のボランティア、子どもが意見交換する場を設ける。
- 177. 専任指導員が子どもに直接かかわることができるように、事務担当者を配置する。
- 178. 障がい児が安心して利用できるように障がい児をケアできる指導員を必要数加配する。**
- 179. すまいるスクールに、一般登録・学童保育登録を明記しサポート体制を整える。

## VI. 食の安心・安全

- 180. 遺伝子組換え食品の表示は消費者が選択しやすい表示ガイドラインをつくるよう、国に働きかける。
- 181. 公給食の食の安全を確保するため区独自の給食審議会を設置する。
- 182. 公給食の安全確保のため、区独自のガイドライン(食材規格書)をつくる。
- 183. 公共施設の調理室および給湯室での石けん使用を徹底する。
- 184. 食品の放射能検査体制を強化するよう国に働きかける。
- 185. 食品監視指導計画には、消費者と意見交換の場を設ける。
- 186. 品川区食品安全条例を制定し、区民の食の安全を保障する。

## **VII. 就労支援**

- 187. 地域で生活重視型事業・非営利事業（NPO）が起業するための低利融資制度、職業訓練、マネージメント研修など、支援体制を拡充する。
- 188. 福祉サービスなどの公的事業の委託を、NPO や市民事業団体（ワーカーズ）にも拡大する。
- 189. 元気な高齢者の技術・技能を生かし、起業を目的としたコーディネートシステムの充実をはかる。
- 190. 若者が運営するジョブカフェの設置を検討し、就労支援につなげる。
- 191. 障がい者就労支援のためのジョブコーチ制度を充実・拡大する。**
- 192. 障がい者の就労は福祉雇用ではなく、一般雇用の考え方で支援する。
- 193. 「優先調達促進法」に基づき、作業所などで作った製品の販路拡大を支援する。
- 194. 生活保護受給者の自尊心回復プログラムを研究し、就労に結び付ける支援を充実させる。
- 195. 育児休業・介護休業を男性が取得しやすい環境を区が率先してつくる。
- 196. 区内の事業者の育児休業・介護休業の実態を調査し啓発に生かす。
- 197. ひとり親家庭の母親の経済的自立のため、雇用の確保、相談体制の充実をはかる。
- 198. ハローワーク内に一時保育をつけるよう関係機関に働きかける。
- 199. 子どもが病気のときは休めるような制度設計を、国に働きかける。

## **VIII. 市民参加をすすめる**

- 200. 予算・決算特別委員会を委員会室で傍聴できるようにする。また傍聴者のための託児を設ける。
- 201. 市民にわかりやすい予算書・決算書を作成する。
- 202. 区民への情報提供として区議会・委員会の傍聴者に資料を配布する。
- 203. 乳幼児連れでも安心して傍聴できるように、議場に防音室を設ける。**
- 204. 審議会等の公募委員の選考は、透明性のある公開抽選とする。
- 205. 審議会等の傍聴者に資料を配布する。**
- 206. 行政施策への、計画段階からの市民参画を保障する「市民参加条例」をつくる。
- 207. 公共施設の改修など大規模工事は、公開の原則で市民コントロール機能を確保する。
- 208. 公有施設の跡地および利活用は、計画段階から市民の意見を十分取り入れる。
- 209. 区のホームページでの情報はわかりやすく概要まで掲載するよう改善する。**
- 210. 協働提案制度を市民が提案しやすい内容に見直す。
- 211. 防災センターロビーは区民の活動発表の場として有効活用する。
- 212. 情報公開を利用しやすくするために、開示手数料は無料とし、コピーの実費のみとする。
- 213. 障がい者・高齢者・外国人の求める行政情報の問い合わせにはわかりやすい文書で回答する。
- 214. 回答期間の短縮など、情報開示までのスピードアップをはかる。